

事 務 連 絡
令和3年10月21日

障害福祉サービス事業者 代表者 様

兵庫県健康福祉部障害福祉局
障害福祉課長
ユニバーサル推進課長

「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」の改定に伴う
感染防止対策の再徹底等について

平素は、本県の障害福祉行政の推進及び感染拡大防止対策にご理解とご協力を
いただき厚く御礼申し上げます。

さて、9月30日に緊急事態宣言が解除されて以降、引き続き県独自の段階的な
緩和措置を行い、感染再拡大防止に取り組んでまいりましたが、新規感染者数や病床
使用率の水準改善を受け、10月19日に、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫
県対処方針」を別添（下記1）のとおり改定しました。

全ての障害福祉サービス事業所等におかれましては、引き続き、マスクの着用
や手洗い・手指消毒の徹底、利用者や職員の健康管理の徹底、「三つの密」（密閉・
密集・密接）の回避等、厚生労働省事務連絡等に基づく感染防止対策を厳重に徹
底した上で、事業を実施いただきますよう改めてお願いいたします。

また、障害者支援施設等での面会については、対処方針の改定を受け、原則と
してオンライン面会等を活用いただくことと、直接面会を実施する場合は回数・
人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底することを要請しております。

現時点において障害福祉サービス事業所等における感染発生は減少しておりま
すが、ワクチン接種後であっても感染する可能性（いわゆる「ブレイクスルー感染」）
等もあることから、引き続き、気を緩めることなく、不要不急の直接面会は控え
ていただくとともに、直接面会を実施する場合には国事務連絡（下記2）等を踏ま
え感染防止対策の徹底をお願いします。

記

- 1 本県の対処方針（新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針）
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/coronataishohoushin0413.html>
- 2 国事務連絡（社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について
（その2）） 3ページ（面会を実施する場合の留意事項）参照
<https://www.mhlw.go.jp/content/000685933.pdf>